

廃止措置の主な作業 ～⑤放射性廃棄物の処理処分～

- ◆ 女川1号機で発生する約30万トンの解体廃棄物のうち約94%(約284,000トン)は、放射性廃棄物ではないもの(一般産業廃棄物と同様に扱うことのできるもの)となっている。
- ◆ 廃止措置期間に発生する放射性廃棄物の推定発生量や処理処分の方法については、以下のとおり。

<放射性気体廃棄物および放射性液体廃棄物>

- ・原子炉運転中と同様に、廃棄物の種類、性状等に応じて処理を行う。

<放射性固体廃棄物>

- ・低レベル放射性廃棄物については、放射能レベル区分や種類および性状などに応じて、廃止措置の終了までに廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。
- ・放射性物質として扱う必要のないもの(クリアランス)については、法律に定める所定の手続きおよび国の確認を経て、可能な限り再生利用に努める。

廃止措置期間中に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量

放射能レベル区分※1		推定発生量※2
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの(L1)	約 60トン
	放射能レベルの比較的低いもの(L2)	約 740トン
	放射能レベルの極めて低いもの(L3)	約 5,340トン
放射性物質として扱う必要のないもの(クリアランス)		約12,400トン
合 計		約18,500トン

※1 L1～L3とは、放射能レベルの高低に応じて区分しているもので、L1が最も高く、L3が最も低い

※2 第1段階に実施する汚染状況の調査結果を踏まえ見直していく。また、端数処理のため合計値が一致しないことがある